

岐阜県特定不妊治療費の助成を申請する方へ

【申請期限について】

- 申請期限は1 回ごとの治療につき6か月以内です。
 - ・治療を複数サイクル行う場合は、1 サイクルごとに6か月以内の申請期限となります。
 - ・申請のタイミングは、裏面「治療方法と助成対象範囲」をご確認ください。
 - ・できる限り、1回の治療終了後、速やかに申請をお願いします。まとめて申請する場合は、各々の治療期間が申請期限内であるか確認してください。
- 治療期間の確認は、医療機関から発行される「受診等証明書」に記載される「今回の治療期間」欄を確認してください。
- 申請期限を超えた申請は受け付けることができませんのでご了承ください。
- 高額療養費等の還付金の判明までに時間を要し、期限に間に合わないおそれがある場合は、事前に審査事務局にご連絡のうえ、期限内に申請書をご提出いただき後日還付金等の関係書類を追加送付ください。

〈審査事務局 コールセンター〉TEL：058-213-0806



特定不妊治療費に関する
重要なお知らせはこちら

こうのとりの援団ぎふ



特定不妊治療費の申請は
こちらをチェック

特定不妊治療助成



治療方法と助成対象範囲

1 回の治療範囲

治療内容	採 卵 ま で			採精 (夫)	受精 (前培養・媒精(顕微授精)・培養)	胚 移 植						妊娠の確認 (胚移植のおおむね2週間後)	助成 範囲
	薬品投与 (点鼻薬) (自然周期で行う場合もあり)	薬品投与(注射) (自然周期で行う場合もあり)	採卵			新鮮胚移植		胚凍結	凍結胚移植				
						胚移植	黄体期補充療法		薬品投与 (自然周期で行う場合もあり)	胚移植	黄体期補充療法		
平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2～5日	1日	10日		7～10日	1日	10日	1日	
A 新鮮胚移植を実施													助成対象
B 凍結胚移植を実施*													
C 以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施													
D 体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E 受精できず または、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F 採卵したが卵が得られない、 又は状態のよい卵が得られないため中止													対象外
G 卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													
H 採卵準備中、体調不良等により治療中止													

* B：採卵・受精後、1～3周期程度の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合。

* 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない、又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も、男性不妊治療費に限り助成の対象となります。

【妊娠の確認とは】
「陽性」・「陰性」を確認することを表します。妊娠をしたことではありません。

※ 1 回の治療とは、AからCの場合、妊娠の確認まで。DからFの場合は、妊娠の確認より前に治療を終了した時までのことです。

助成金申請のタイミング
妊娠の確認（陽性・陰性の判定）後
移植のめどが立たず治療終了後
授精できず等により治療中止後
採卵したが卵が得られない等により中止後